No. 13 2016.12.15 発行

『国外に所在する外国法人に対する国際裁判管轄』

外国法人の日本の子会社や販売代理店に対する 提訴だけでは問題解決として不十分と考えられる 場合、国外に所在する外国法人そのものを日本の 裁判所で提訴できるかは、日本企業にとって大き な関心事である。

日本の裁判所は、国外に所在する外国法人に対 する国際裁判管轄を認めることに謙抑的であっ た。しかし、近時、国外に所在する外国法人に国 際裁判管轄を認める裁判例が現れた。

ケース1:東京地判平成13年5月14日(飯村敏 明裁判長) (否定例)



ファルマシア・アクチェボラーク(スウェーデ ン法人)は、緑内障・高眼圧症治療剤「キサラタ ン点眼液」(以下、「被告製品」という。)の有 効成分であるラタノプロストを日本国外で製造し た。ファルマシア・アンド・アップジョン・イン ク(アメリカ・デラウェア州法人)の100%子 会社であるファルマシア株式会社(日本法人) は、ラタノプロストを日本に輸入し、被告製品を 日本国内で販売した。

発明の名称を「眼圧降下剤」とする特許権の専 用実施権者である上野製薬株式会社(以下、「上 野製薬」という。)は、専用実施権を侵害された として、ファルマシア・アクチェボラーク、ファ ルマシア・アンド・アップジョン・インク及びフ ァルマシア株式会社に対して差止請求及び損害賠 償請求を行った。

裁判所は、ファルマシア・アクチェボラーク及 びファルマシア・アンド・アップジョン・インク が日本で上野製薬の専用実施権を侵害する具体的 な行為(単独不法行為又は共同不法行為を構成す る具体的な行為)を行ったという点についての主 張立証はなされていないとして、これらの外国法 人に対する国際裁判管轄を否定した。また、親会 社の関係にあるというだけの理由(ファルマシ ア・アンド・アップジョン・インク)や、外国に おいて製造行為を行ったことやグループの一員で あるというだけの理由(ファルマシア・アクチェ ボラーク) で、日本国内に経営基盤を有しないこ れらの外国法人に対して、過大な負担を強いる結 果となる我が国における応訴を強要することは、 当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するとい う理念に反すると判示した。

ケース2:東京地判平成27年4月28日(沖中康人 裁判長) (否定例)



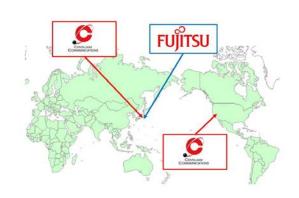
江蘇揚農化工集団有限公司(中国法人)(以下、「江蘇揚」という。)は、中国国内においてエピクロロヒドリン(以下、「被告製品」という。)を製造・販売している。江蘇揚は蝶理株式会社(日本法人)(以下、「蝶理」という。)に対し、被告製品を販売し、蝶理は、被告製品を日本に輸入し、日本国内で販売している。

発明の名称を、「グリセロールからジクロロプロパノールを製造するための方法であって、該グリセロールが最終的にバイオディーゼルの製造における動物性脂肪の転化から生じる方法」とする特許権の特許権者であるソルヴェイ・エスエー(ベルギー法人)は、特許権を侵害されたとして、江蘇揚に対して損害賠償請求を行った。

ソルヴェイ・エスエーは、共同不法行為の関連共同性を裏付ける客観的事実関係又は教唆ないし幇助行為についての客観的事実関係として、①江蘇揚は被告製品が蝶理によって日本に輸入され日本国内で販売されることを認識していたこと、②江蘇揚は蝶理に対し日本において特許権侵害の問題が生じた場合には江蘇揚において問題を解決する旨の表明をしていること、③江蘇揚は蝶理に対し被告製品を積極的に売り込んだこと、④蝶理は日本向けの製品を独占的に江蘇揚から購入していたことを主張した。

しかし、裁判所は、①②は認められるものの、③④は認められないとした。そして、①②の事実は、一般的な製造業者と商社との間の国際商取引の範囲を超えるものではないから、江蘇揚と蝶理の関連共同性を基礎付けることはできず、蝶理に対する江蘇揚の教唆ないし幇助行為を認めることもできない、と判示し、江蘇揚に対する国際裁判管轄を否定した。

ケース3:東京地判平成19年11月28日 (清水 節裁判長) (肯定例)



センティリアム・コミュニケーションズ・インコーポレイテッド(アメリカ・デラウェア州法人。カリフォルニア州所在。)(以下、「CCI」という。)は、ADSLモデム用のチップセット(以下、「被告製品」という。)を製造・販売している。住友電機工業株式会社(以下、「住友電工」という。)及び日本電気株式会社(以下、「NEC」という。)は、被告製品又はこれを内蔵

「NEC」という。)は、被告製品又はこれを内蔵 した ADSL モデムを輸入し、被告製品を内蔵した ADSL モデムを日本国内で販売した。

発明の名称を「データ伝送方式」とする特許権の特許権者である富士通株式会社は、特許権を侵害されたとして、CCI及びその日本における子会社であるセンティリアム・ジャパン株式会社(以下、「CJ」という。)に対して、32億3000万円の損害賠償請求を行った。

裁判所は、CCIが住友電工やNECと開発協力 契約を締結した事実等を踏まえ、CCIは、販売し た被告製品が住友電工及びNECによって輸入さ れ、ADSLモデムに組み込まれた形で日本で譲渡 されることを認識しており、そのような認識の下 に、住友電工及びNECに対して、積極的に被告製 品の販売のための活動を行ったものと推測される から、CCIには、住友電工及びNECの不法行為 について、少なくとも客観的関連共同性が認めら れ、また、CCIによる被告製品の販売行為及び その前提としての営業行為は、住友電工及び NECの不法行為の幇助ないし教唆行為と評価で きると判示した。

そして、CCIは、自己の製造、販売した被告製品が日本国内に流通し、日本の特許権を侵害する可能性があることを十分予測し得たものと認められ、また、CCIの全売上高に占める住友電工及びNECに対する売上高の割合が80%以上と非常に高いことから、CCIの主要な市場は日本であったということができる。以上の事情から、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する結果になるとはいえないと判示した。

以上より、裁判所は、CCI に対する国際裁判 管轄を肯定した。

ケース4:知財高判平成22年9月15日(中野哲弘裁判長)(肯定例)



三星電機株式会社(大韓民国法人)(以下、「三星電機」という。)は、自社ウェブサイトにおいて、Slim ODD Motor(スリム オプティカル ディスク ドライブモータ)を紹介するページを設け、そこでは被告物件が掲載されている。

発明の名称を「モータ」とする特許権の特許 権者である日本電産株式会社(以下、「日本電 産」という。)は、特許権を侵害されたとし て、三星電機に対して、差止請求及び損害賠償 請求を行った。

裁判所は、三星電機が英語表記のウェブサイト を開設し、製品として被告物件の1つを掲載して いること、販売問合せとして日本を掲げ、販売本 部として、日本の拠点の住所、電話、ファックス 番号が掲載されていること、日本語表記のウェブ サイトにおいても、Slim ODD Motor の販売に係 る問い合わせフォームを作成することが可能であ ること、三星電機の営業担当者が日本で営業活動 を行っていること等が日本電産の営業部長の陳述 書で述べられていること、三星電機の経営顧問が その肩書と会社名及び東京都港区の住所を日本語 で表記した名刺を作成使用していること、被告物 件の1つを搭載した DVD マルチドライブが国内 メーカーにより製造販売され、国内に流通してい る可能性が高いこと等の事実を総合的に考慮し て、三星電機による譲渡の申出の発信行為又はそ の受領という結果が日本において生じたものと評 価した。

そして、裁判所は、三星電子は英語表記のウェブサイトにおいて被告物件について製品紹介を行い、当該製品が日本にも流通していることを認識しているだけでなく、日本語表記のウェブサイトにおいて被告物件を含む ODD モータの購入問い合わせを可能としているのであるから、当該物件に関して我が国において侵害訴訟等が提起されることは予想の範囲内のことといえること、三星電機は、全世界に展開する大韓民国屈指の大企業であるサムスングループに所属する企業であること等からすると、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する結果になるとはいえないと判示した。

以上より、裁判所は、三星電機に対する国際裁 判管轄を肯定した。

Practical tips

日本の裁判所は、国外に所在する外国法人に対する国際裁判管轄をある程度緩やかに認めるようになっており、米国の裁判所と同程度にアグレッシブであるとの評価も可能である。日本企業としては、事案によっては、外国法人の日本の子会社

や販売代理店だけでなく、国外に所在する外国 法人そのものも被告にすることを考慮すべきで あろう。

執筆者紹介





弁護士 阿部 隆徳

弁護士 風間 智裕

阿部国際総合法律事務所 ABE & PARTNERS

₹540-0001

大阪市中央区城見 1-3-7

松下 IMP ビル

TEL: 06-6949-1496 FAX: 06-6949-1487

E-mail: abe@abe-law.com

URL : http://www.abe-law.com/



本ニュースレターは、法的アドバイスまたはその他のアドバイスの提供を目的としたものではありません。 本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信または配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、abe@abe-law.com までご連絡下さいますようお願い申し上げます。